

戸田市情報システム標準化基本方針

戸田市

目次

第1	はじめに	3
第2	戸田市の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項	3
2.1	基幹業務システムの統一・標準化の意義	3
2.2	戸田市の基幹業務システムの統一・標準化の目標	4
第3	戸田市が実施すべき施策に関する基本的な方針	6
3.1	標準化対象事務の範囲	6
3.2	標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加	7
3.3	推進体制	7
3.3.1	役割及び連携	7
3.3.2	基幹業務等システムの統一・標準化に関する会議	8
第4	共通標準化基準に関する基本的な事項	10
4.1	データ要件・連携要件に関する標準化基準に係る事項	10
4.1.1	データ要件の標準	10
4.1.2	連携要件の標準	10
4.1.3	機能標準化基準との関係	11
4.1.4	標準準拠システム以外のシステムとの関係	11
4.2	セキュリティに係る事項（標準化法第5条第2項第3号ロ）	12
4.3	ガバメントクラウドの利用に係る事項（標準化法第5条第2項第3号ハ）	12
4.3.1	ガバメントクラウドの位置づけ	12
4.3.2	ガバメントクラウド上に構築することができるシステム	13
4.3.3	個人情報の取扱い	13
4.4	共通機能の標準に関する事項（標準化法第5条第2項第3号ニ）	14
4.4.1	共通機能の標準	14
第5	標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項（標準化法第5条第2項第4号）	18
5.1	機能標準化基準	18
5.1.1	機能標準化基準の策定方針	18
5.1.2	機能標準化基準への適合性の確認（標準化法第9条第1項）	22
5.2	共通標準化基準	23
5.2.1	共通標準化基準の適合性の確認	23

戸田市情報システム標準化基本方針

第1 はじめに

○国民が行政手続において情報通信技術の便益を享受できる環境を整備するとともに、情報通信技術の効果的な活用により持続可能な行政運営を確立することが国及び地方公共団体の喫緊の課題であることに鑑み、地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）第5条第1項に基づき策定された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」に倣い、戸田市の情報システムの標準化の推進を図るための基本的な方針として、「戸田市情報システム標準化基本方針」を策定する。

第2 戸田市の基幹業務システムの統一・標準化の意義及び目標に関する事項

2.1 基幹業務システムの統一・標準化の意義

○我が国は、行政サービスの多くを地方公共団体が提供しており、それらを支える地方公共団体の基幹業務システムは、これまで、地方公共団体が個別に開発しカスタマイズをしてきた結果として、次のような課題を抱えている。

- (1) 維持管理や制度改正時の改修等において地方公共団体は個別対応を余儀なくされ負担が大きいこと
- (2) 情報システムの差異の調整が負担となり、クラウド利用が円滑に進まないこと
- (3) 住民サービスを向上させる最適な取組を迅速に全国へ普及させることが難しいこと

○このような地方公共団体の基幹業務システムの状況を踏まえ、地方公共団体に対し、標準化基準（標準化法第6条第1項及び第7条第1項に規定する標準化基準をいう。以下同じ。）に適合する基幹業務システム（以下「標準準拠システム」という。）の利用を義務づけ、標準準拠システムについてガバメントクラウド（デジタル社会形成基本法第29条に規定する「全ての地方公共団体が官民データ活用推進基本法第2条第4項に規定するクラウド・コンピューティング・サービス関連技術に係るサービスを利用することができるようにするための国による環境の整備」としてデジタル庁が4.3.1に規定するとおり整備するものをいう。以下同じ。）を利用することを努力義務とする標準化法が令和3年5月に成立し、標準化法に基づき、地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化を推進することとしている。

○具体的には、次のとおりである。

- (1) 国は、地方公共団体や基幹業務システムを提供する事業者の意見を丁寧に聴き、標準化対象事務を処理するシステムについての標準化基準の策定及び変更を行う。
- (2) 国は、地方公共団体又は標準準拠システム等を提供する事業者にガバメントクラウドを利用させる。
- (3) 地方公共団体は、自ら又は事業者がガバメントクラウド上に構築する標準準拠

システムを利用する。

- (4) 地方公共団体は、独自施策等を講じるため、当該地方公共団体が保有する標準準拠システムで利用する標準化されたデータを、必要なサービスを提供するためのシステムに利用することができる。

○地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組により、地方公共団体が情報システムを個別に開発することによる人的・財政的負担を軽減し、地域の実情に即した住民サービスの向上に注力できるようにするとともに、新たなサービスの迅速な展開を可能とすることを目指している。

2.2 戸田市の基幹業務システムの統一・標準化の目標

○戸田市の基幹業務システムの統一・標準化の取組の主たる目標は、次のとおりである。

(1) 戸田市におけるデジタル基盤の整備

○戸田市では、デジタル3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワンストップ）に基づく業務改革（BPR）やデジタル処理を前提とした業務フローを元に標準化基準を策定又は変更することで、戸田市におけるデジタル化の基盤を整備してきたところである。具体的にはRPAを活用した共通基盤システムの導入により、基幹系業務の情報連携の最適化を行い、業務ユニットをカセットブルに交換できるとともに、調達仕様の標準化を行うことで標準的なシステム導入を行ってきたものである。今後は、国が定める標準仕様に準拠したシステムの導入を進めていく。

(2) 競争環境の確保

○事業者の競争環境を確保し、ベンダーロックインを回避するため、さなざまな取り組みを行ってきた。具体的には次のとおりである。

- (a) 機能要件等の仕様の標準化と共通基盤システムの活用により、アプリケーションレベルにおける複数の事業者による競争環境を確保した。
- (b) データ要件・連携要件に関する標準化基準への適合性を確実に担保することにより他事業者への移行をいつでも可能とする競争環境を適切に確保した。
- (c) 共通基盤システム及び統合仮想基盤を活用することにより、スタートアップや地方の事業者も含め、各事業者において、戸田市の仮想基盤により自社が開発したシステムを全国展開する機会を得ることができる。
- (d) マルチクラウド環境を検討することにより、サービス提供事業者間の競争環境を確保し、ベンダーロックインを防止するとともに、高い水準のセキュリティを担保しつつ、経済性の高いクラウドサービスを選択する。

(3) システムの所有から利用へ

○プライベートクラウドを活用することで、戸田市はサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担を軽減してきた。今後はパブリッククラウドへの移行を検討し、クラウド化に

よる削減効果が見込まれるようであれば積極的に導入を進める。また、契約形態も、従来の購入・賃貸借契約から、サービス利用契約へ変更していく。

○戸田市では、統一・標準化についてはすでに大きな効果を上げているが、情報システムの運用経費等については、標準準拠システムへの移行完了予定後の令和8年度（2026年度）までに、平成30年度（2018年度）比で更なる削減を目指すこととする。その上で、当該運用経費等を含めた業務全体に係るコストを抑え、削減することができた人的・財政的リソースを、住民に寄り添って真にサービスを必要とする住民に手を差し伸べるために必要な業務や、地域の実情に即した企画立案業務等、本来職員が行うべき業務に注力できるようにする。

(4) 迅速で柔軟なシステムの構築

○制度改正や突発的な行政需要への緊急的な対応等のために標準準拠システムを改修する必要がある場合には、当該法令の施行や緊急対応サービスの開始時期に間に合うよう、国が標準化基準を策定又は変更することで、地方公共団体が個別に対応する負担を軽減するとともに、当該改修の範囲を最小限にし、かつ、迅速に改修を行えるようになる。

○標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムのうち、地方公共団体が条例や予算に基づいて行う独自施策を実現するためのものや標準化対象外機能等を実現するためのシステムは、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合で構築すること等により、原則として標準準拠システムをカスタマイズしないようにすることとされている。

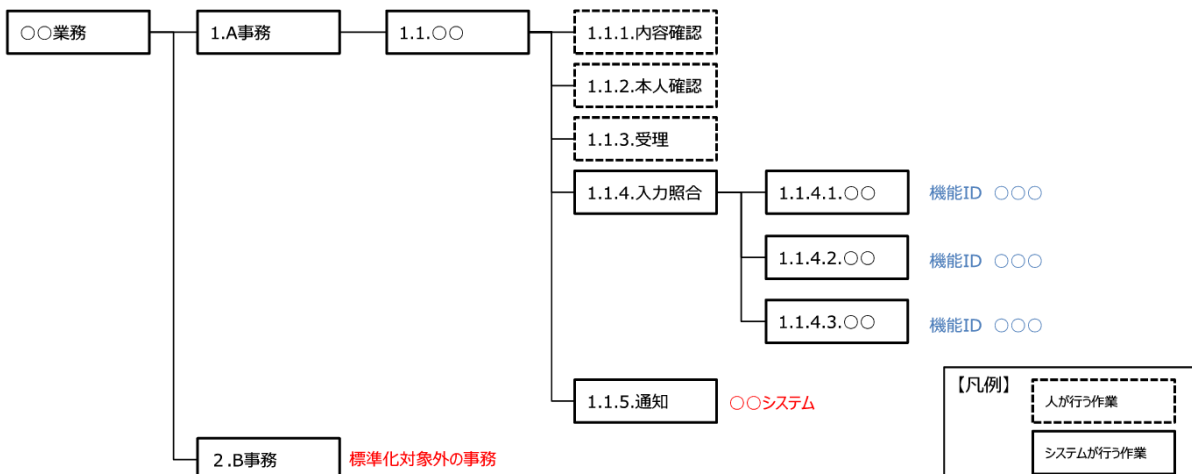
○戸田市が、自らの判断により、標準準拠システムで利用するデータ要件・連携要件に関する標準化基準に適合したデータのうち必要なデータを活用できるようにすることで、全国で共用可能なアプリケーションを構築することを可能とする。

第3 戸田市が実施すべき施策に関する基本的な方針

3. 1 標準化対象事務の範囲

- 標準化対象事務は、標準化法の趣旨を踏まえ、標準化法第2条第1項に規定される。「情報システムによる処理の内容が各地方公共団体において共通し、かつ、統一的な基準に適合する情報システムを利用して処理することが住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与する事務」であるという観点から、国が選定した20業務（児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）について標準化を進める。
- 標準化対象事務の単位は、法令の規定の構造や、業務フローやシステムの状況を踏まえて国が設定したものを採用する。
- (1) 地方公共団体以外の者が整備又は運用する主たる責任を有するシステム（以下「外部システム」という。）に係る事務については、標準化対象事務から除く。
 - (2) 地方公共団体が行っている独自施策のうち次に掲げるものについては標準化対象事務の中に位置づけられる。
 - ① 標準準拠システムのパラメータの変更により実現可能であるものについては、標準機能又は標準オプション機能（5.1.1.1で定める標準オプション機能をいう。以下同じ。）として、標準化対象事務の中に位置づけられる。
 - ② 独自施策をパターン化した結果、標準的な機能として実現可能なもの（当該独自施策を実施している団体が極めて少数等により、費用対効果が極めて小さいものを除く。）については、標準オプション機能として、標準化対象事務の中に位置づけられる。
 - (3) 標準化対象事務と標準化対象外事務（標準化対象事務の範囲に含まれない事務をいう。以下同じ。）について区別が明確になるように、標準仕様書においてツリー図を作成されるのでそれを採用する。

【例】○○業務のツリー図



3. 2 標準準拠システムの機能等に係る必要な最小限度の改変又は追加

- 標準化法第8条第2項において、「標準化対象事務以外の事務を地方公共団体情報システムを利用して一体的に処理することが効率的であると認める」ときは、「当該地方公共団体情報システムに係る互換性が確保される場合に限り、標準化基準に適合する当該地方公共団体情報システムの機能等について当該事務を処理するため必要な最小限度の改変又は追加を行うことができる」旨規定している。
- 戸田市が行っている独自施策のうち、標準化対象外事務については、戸田市の基幹業務システムの統一・標準化の目標等を踏まえると、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合で構築することが望ましく、標準準拠システムのカスタマイズについては、標準化法第8条第2項に規定のとおり、「必要な最小限度」とし、真にやむを得ない場合に限るものとする。

3. 3 推進体制

3.3.1 役割及び連携

- 戸田市の基幹業務システムの統一・標準化の取組における各担当課の役割分担は、次のとおりとする。

- (1) 各担当課は、所管する事務が効率的かつ効果的に実施されるようにする観点から、標準仕様との比較分析、並びに標準準拠システムの調達及び変更を行う。
- (2) デジタル戦略室は、情報システムの整備及び管理の基本的な方針の作成及び推進に関すること等を所掌する観点から、令和3年に総務省が作成した自治体情報システムの標準化・共通化に係る手順書等を参考に、標準仕様との比較分析、標準準拠システムの調達及び変更する各担当課を支援するとともに、各標準化対象事務間で整合するよう調整を図りながら、本市全体における標準準拠システムへの移行の推進及び管理を行う。

- 各担当課は、上記の役割分担の下、デジタル戦略室を中心として、戸田市の基幹業務システムの統一・標準化を効率的かつ効果的に推進するよう、相互に協力する。

通常のシステム更改

デジタル戦略室

- 住民情報システムMISALIO
- ・住民記録・個人住民税・固定資産税
- ・法人住民税・軽自動車税
- ・国民健康保険・国民年金・就学

各担当課

- 子ども福祉システム
- ・児童手当・児童扶養手当・子ども医療費
- ・ひとり親
- 障害福祉システム
- ・法人住民税・軽自動車税
- 老人福祉システム
- 介護保険システム
- 健康管理システム
- 生活保護システム

標準準拠システムへの移行

デジタル戦略室(移行の推進及び管理)

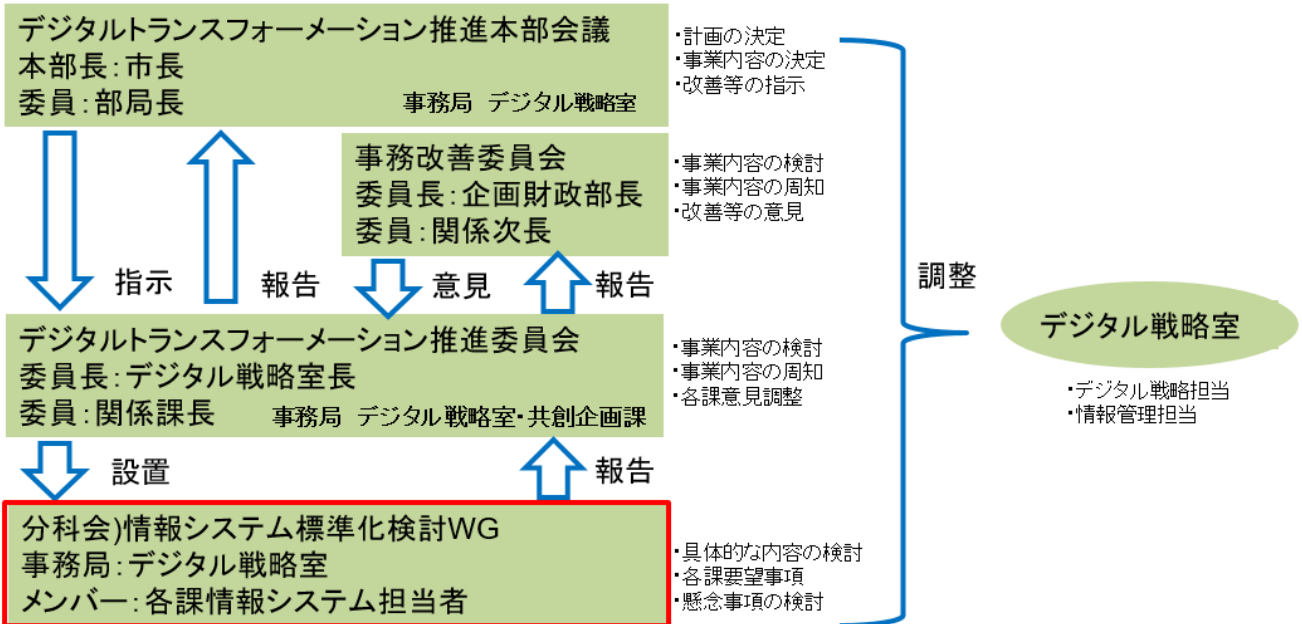
- 標準化対象 20業務
- ・住民基本台帳・印鑑登録・戸籍総合システム
- ・選挙人名簿管理
- ・個人住民税・法人住民税・軽自動車税・固定資産税
- ・国民健康保険・国民年金
- ・障害者福祉
- ・介護保険・後期高齢者医療
- ・児童手当・児童扶養手当・子ども子育て支援
- ・健康管理・学齢簿・就学援助
- ・生活保護

各担当課

標準化対象20業務以外の個別システム

3.3.2 基幹業務等システムの統一・標準化に関する会議

- 基幹業務システムの統一・標準化の取組を円滑に進めるため、デジタル戦略室が事務局となるデジタルトランスフォーメーション推進本部会議及びデジタルトランスフォーメーション推進委員会を定期的を開催し、制度所管府省における取組の進捗管理や情報共有等を行う。また、システム導入に係る具体的な内容検討や各課における要望事項の調整等については、情報システム標準化検討ワーキンググループにおいて検討する。



第4 共通標準化基準に関する基本的な事項

4.1 データ要件・連携要件に関する標準化基準に係る事項

- データ要件・連携要件に関する標準化基準は、データ要件の標準及び連携要件の標準で構成する。

4.1.1 データ要件の標準

- データ要件の標準とは、標準化法第6条第1項に基づき定める基準（以下「機能標準化基準」という。）を実現するために必要なデータのレイアウト（データ項目名、型、桁数等の属性を定義したもの）の標準である。
- 標準準拠システムは、当該標準準拠システムが保有するデータを、データ要件の標準に定めるとおり、必要に応じて、任意のタイミングで出力することができるようにしなければならない。それを実現する方法として共通基盤システムを活用し、必要に応じ標準準拠システムにあわせてデータ仕様を修正することとする。

4.1.2 連携要件の標準

- 連携要件の標準とは、各標準準拠システムが機能標準化基準に適合できるようにし、かつ、標準準拠システム以外のシステムと円滑なデータ連携を行うことができるようにするため、標準準拠システムから、他の標準準拠システム及び標準準拠システム以外のシステムに対し、データ要件の標準に規定されたデータ項目を、データ連携するための要件（(a)どのような場合に、(b)どのデータを、(c)どの「標準準拠システム等」（4.3.2で定義するシステムをいう。以下同じ。）に対し、どのように提供（Output）又は照会（Input）するかについての要件）とそのためデータ連携機能の要件を規定する標準である。
- 標準準拠システムは、連携要件の標準に定めるとおり、システムを実装しなければならない。それを実現するため、共通基盤システムを活用し、必要に応じ標準準拠システムにあわせてデータ仕様を適宜修正することとする。

4.1.3 機能標準化基準との関係

- データ要件・連携要件に関する標準化基準は、機能標準化基準を実現するために必要不可欠なものであることから、各標準化対象事務の機能標準化基準との整合性を確保しなければならない。

4.1.4 標準準拠システム以外のシステムとの関係

- 標準準拠システムと情報連携する標準準拠システム以外のシステムには、標準化対象外の事務を実現するためのシステム（独自施策システムや外部システム等）や標準化対象外機能（明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能）等を実現するためのシステムがある。

- これらのシステムと標準準拠システムとの関係は、次のとおりである。

（1）標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。）との関係

- 標準準拠システム以外のシステム（外部システムを除く。以下(1)において同じ。）は、標準準拠システムと情報連携する場合には、原則、標準準拠システムとは別のシステムとして疎結合する形で構築することになる。
- この場合、標準準拠システム以外のシステムが、標準準拠システムが保有するデータを保持又は参照する必要がある場合には、データ要件の標準に従って標準準拠システムから出力されるデータの中から、必要なデータを、共通基盤システム等を用いて保持又は参照することとする。
- また、標準準拠システムが、標準準拠システム以外のシステムが保有するデータを保持又は参照する必要がある場合には、標準準拠システム以外のシステムが保有するデータを記録することができるデータ項目を共通基盤システム等を用いて保持又は参照することとする。
- ただし、標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムを同一のパッケージとして事業者が提供している場合には、令和7年度までに標準準拠システムへの移行を行うことを前提に、標準準拠システムへの移行をした時点から次の更新の時期までの間を目処に、経過措置として、パッケージの提供事業者の責任において標準準拠システムと標準準拠システム以外のシステムの間連携等を行うことを可能とする。

(2) 外部システムとの関係

- 外部システムとの関係標準準拠システムと外部システムとの連携に当たっては、標準準拠システムのデータ要件・連携要件に関する標準化基準との整合性を確保しなければならない。

4.2 セキュリティに係る事項（標準化法第5条第2項第3号ロ）

- 標準準拠システム等の整備及び運用に当たっては、戸田市情報セキュリティポリシーを遵守したセキュリティ対策を行うものとする。
- その際、ガバメントクラウド上に構築される標準準拠システム等については、次の考え方に従うものとする。
 - ①地方公共団体は、クラウドサービス等の提供、保守及び運用（4.3.5.1①）に基づき、地方公共団体の責任とされる範囲において具体的なセキュリティ対策を行う。
 - ②マイナンバー利用事務系（個人番号利用事務（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第10号に規定するものをいう。）又は戸籍事務等に関わる情報システム及びその情報システムで取り扱うデータをいう。）の端末・サーバ等と専用回線により接続されるガバメントクラウド上の領域についてもマイナンバー利用事務系として扱う。
- 上記以外で、ガバメントクラウド上に構築される情報システムであることに伴うセキュリティの取扱いの詳細については、デジタル庁及び総務省が別途定めるものに従う。

4.3 ガバメントクラウドの利用に係る事項（標準化法第5条第2項第3号ハ）

4.3.1 ガバメントクラウドの位置づけ

- ガバメントクラウドは、デジタル庁が調達するものであって、地方公共団体が標準準拠システム等を利用できるよう、地方公共団体に対し提供するクラウドサービス及びこれに関連するサービス（以下「クラウドサービス等」という。）である。
- 地方公共団体が標準準拠システムにおいてガバメントクラウドを利用することは、標準化法第10条により、**努力義務とされている。**地方公共団体は、標準準拠システムの利用において、ガバメントクラウドと比較して、ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境の方が、**性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断する場合には、当該ガバメントクラウド以外のクラウド環境その他の環境を利用することを妨げないとしている。**

○本章におけるガバメントクラウドに係る記述は、ガバメントクラウドを利用する場合における基本的事項であり、詳細については、デジタル庁が別途定める。ただし、地方公共団体の利用に当たって影響を及ぼす事項については、総務省と協議するものとする。

以上のことから、戸田市においては、ガバメントクラウドの利用の際には性能面や経済合理性等を比較衡量して総合的に優れていると判断することとし、プライベートクラウドその他の環境の利用を妨げないこととする。

4.3.2 ガバメントクラウド上に構築することができるシステム

○次に掲げる標準準拠システム等については、ガバメントクラウド上に構築することができることとされており、該当するガバメントクラウド上のシステムの利用を検討する。

- (1) 標準準拠システム
- (2) 密接関連システム（標準準拠システムと業務データのAPI連携等をガバメントクラウドにおけるシステム間の通信により行うシステムであって、共同利用を促すため機能等の情報を公開することやガバメントクラウドのクラウドサービス等の利用状況をモニタリングすることができること等のデジタル庁が別途定める条件を満たしたものをいう。）

4.3.3 個人情報の取扱い

デジタル庁は、ガバメントクラウドの提供に当たり、戸田市の保有する個人情報が含まれる電子データを自ら取り扱わない旨を戸田市との契約において定めるとともに、デジタル庁自身が、デジタル庁が提供するガバメントクラウド利用システム個別領域（ガバメントクラウドにおいて利用者がクラウドサービス等を利用することができる範囲をいう。）にアクセスして個人情報を参照又は取得することができないよう、アクセス制御を行う。

○その結果、デジタル庁が行うガバメントクラウドを利用する環境を提供することは、番号法に規定する個人番号利用事務等の委託に該当しないため、戸田市は、ガバメントクラウド上の自ら管理するデータについて、番号法に基づき、**自ら適切な安全確保措置を講ずる必要がある。**

○デジタル庁は、当該安全確保措置に関連し、個人情報保護委員会と協力して、戸田市に対し、技術的な助言等を行うとともに、戸田市は、自ら実施する安全確保措置の実施に必要な範囲において、デジタル庁に対して、追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求める。デジタル庁は、当該求めの内容がCSPの管理責任の範囲にある場合は、CSPに追加的な情報提供や必要なセキュリティ対策等の措置を求めることとする。

4.4 共通機能の標準に関する事項（標準化法第5条第2項第3号ニ）

4.4.1 共通機能の標準

- 共通機能とは、標準準拠システムを用いて業務を行う際に必要な機能であって、全ての標準化対象事務に係る標準準拠システムに共通する機能である。
- デジタル庁は、共通機能の標準を作成することとし、地方公共団体は、事業者が提供する当該標準に準拠する共通機能を選択することとなっている。
- 共通機能の標準の作成方針については、次のとおり。
 - (1) 標準準拠システムにおける共通機能とのインターフェース部分のカスタマイズを発生させないようにするため、共通機能と標準準拠システムとのインターフェースについて標準を作成する。具体的には共通基盤システムと標準インターフェースとの整合性を図り実現する。
 - (2) 共通機能における外部システムとのインターフェース部分は、共通基盤システムのインターフェースに合わせる。
 - (3) (1) (2) 以外の共通機能については、従来のシステム調達における仕様書で対応する。

○ 共通機能の標準は、上記の作成方針にしたがって、次の機能について定めることを基本とされている。

(1) 申請管理機能（マイナポータル等の住民が申請手続等を行うシステムと基幹業務システムの間を連携する機能）

戸田市の電子申請システムとの連携方法は以下で行う。

① グラファースマート申請

グラファースマート申請は、総務省実証事業で構築した「AIコンダクター」を用いて申請管理を行っている。LG-WAN ASPからグラファースマート申請にRPAでアクセスし、自動的に申請情報をダウンロードするとともに、申請ステータス変更も自動で行っている。申請可能な手続きは・住民票、印鑑証明書・戸籍証明、戸籍附票・付記転出・税証明である。

② TKCスマート申請

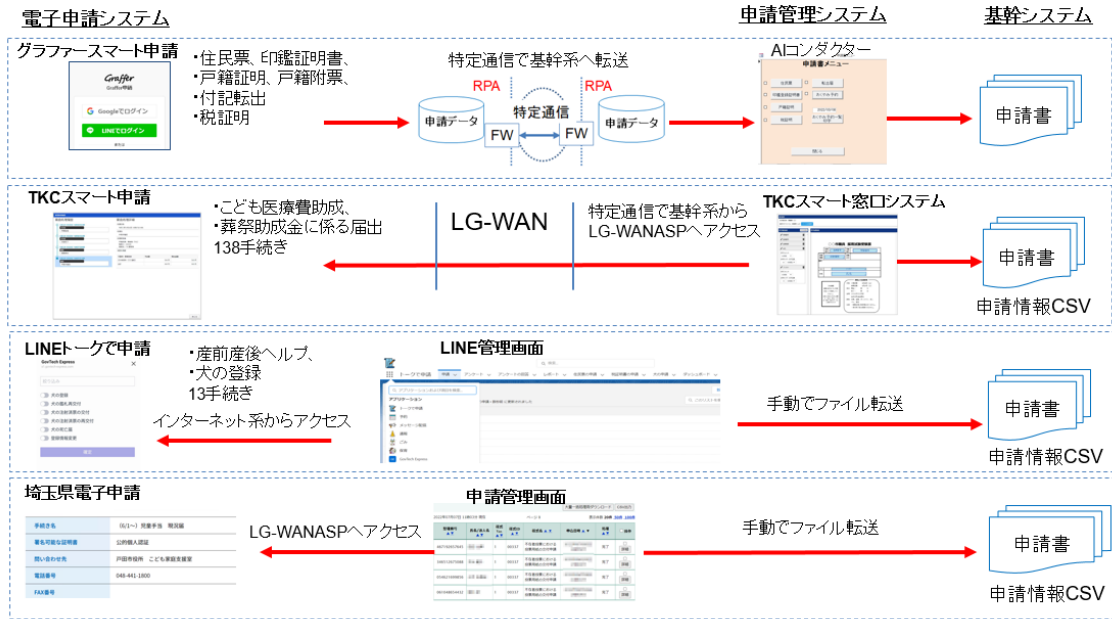
おくやみコーナーや書かない窓口のため導入したTKCスマート申請はTKCかんたん窓口システムと連携し申請管理が行えるため、基幹系からLG-WAN ASPへ特定通信によりアクセス可能とすることで基幹系の端末機で申請情報を管理することができる。対象手続きは標準対象20業務のほか、基幹系システムで電子申請を行うシステムを基本とする。

③ LINEトークで申請

LINEトーク画面で質問に答えることで申請が行えるシステムである。申請者はLINE上で簡単に申請できるほか、職員はLINEで申請者に直接メッセージを送信できる利点があり、決済にも対応している。ただし、インターネットに接続しないと管理画面にアクセスできない。対象業務は、軽易な申請やLINEの特性であるメッセージのやり取りが発生する手続き、LINEで決済を行いたい手続きが該当する。

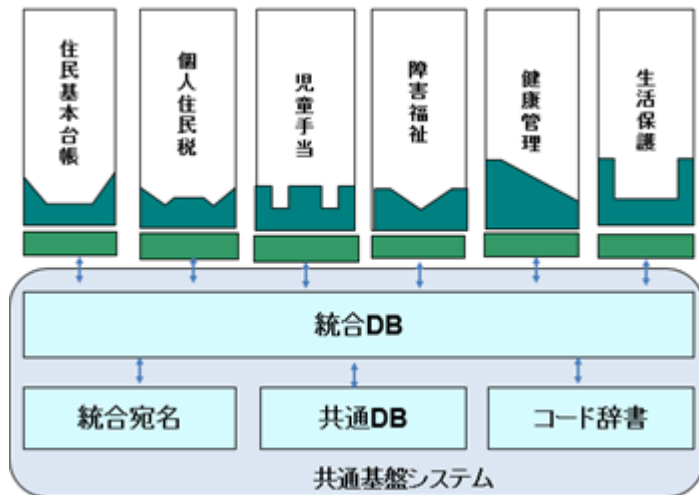
④ 埼玉県電子申請システム

埼玉県が代表して契約し、県内の自治体が共同利用しているシステムである。職員が申請フォームを作成することが容易なほか、共同利用のため安価に利用できる。対象業務は、情報系システムやアンケートなど、その他のシステムが該当する。



(2) 庁内データ連携機能（基幹業務システムが、他の基幹業務システムにデータを送信又は他の基幹業務システムからデータを受信することを効率的かつ円滑に行う機能）は、原則共通基盤システムを介して行う。

- ① SQLによる連携
- ② ファイル連携



(3) 共通宛名番号管理機能（庁内で管理する住民及び住登外者を一意に特定するための共通宛名番号を管理する機能）

共通宛名番号管理機能は共通基盤システムの統合宛名機能で行う。

(4) 団体内統合宛名機能（団体内統合宛名番号を付番し、中間サーバと連携する機能）

団体内統合宛名機能は、番号連携サーバで行う。

(5) 職員認証機能（各基幹業務システムへのアクセスを適切に制御するため各基幹業務システムのユーザーID及びユーザー認証の管理を統合的に行う機能）

職員認証機能は生体認証システム並びにユーザーID及びパスワードによる二要素認証で行う。

○ ガバメントクラウドのマネージドサービス等、運用経費削減等に資する機能について随時リファレンスとして、デジタル庁から情報提供される。

第5 標準化基準の策定の方法及び時期その他の標準化基準の策定に関する基本的な事項 (標準化法第5条第2項第4号)

5.1 機能標準化基準

5.1.1 機能標準化基準の策定方針

5.1.1.1 標準の定め方

- 機能標準化基準は、標準化対象事務に係る業務フローを、デジタル庁が別途定める記述方式により作成し、人が行う作業とシステムが行う作業とに仕分け、システムが行う作業を実現するために、システムが提供する機能に関する要件の標準を規定するものである。
- 機能標準化基準の策定に当たって、制度所管府省は、多様な地方公共団体の実態を把握するよう努める。なお、都道府県が法令上事務の主体となっている基幹業務については、都道府県と市区町村とを比べ、実施主体が多い方を基本として、地方公共団体の実態を把握することとされている。
- 機能標準化基準の策定に当たっての基本的な考え方は、次のとおりとし、地方公共団体や事業者の意見を聴いた上で、制度所管府省が責任を持って定める。
 - (1) システム上、既に実装している機能については、複数の事業者が提供する複数のパッケージシステムが持つ機能を比較して標準と決めたもの（以下「パッケージ標準機能」という。）を基準として、基幹業務システムが実装している機能と、比較検討し、業務フローを参照しながら、最適な機能を次のとおり、標準として定めることを基本とする。
 - ① パッケージ標準機能に対して、基幹業務システムが同じ機能を提供している場合には、当該パッケージ標準機能を標準と定める。
 - ② パッケージ標準機能に対して、基幹業務システムが異なる機能を提供している場合には、当該異なる機能が次に定める事項に該当するときは、当該異なる機能を最適な機能として標準として定める。
 - (a) 当該機能を提供している理由が、特殊な理由によるものではなく、一般の地方公共団体にとっても当てはまるものであること
 - (b) 当該機能の導入について、費用対効果が見込まれること
 - (c) 当該機能が、一般の地方公共団体にとって、下記の3つのいずれかに当てはまると判断されること
 - (イ) 業務の効率化につながるものであること
 - (ロ) 業務の過誤防止につながるものであること
 - (ハ) 住民サービスの向上につながるものであること

- (2) システム上、新たに実装する機能については、業務フローを参照しながら、複数の事業者と協議して、ベストプラクティスと見込まれる機能を標準とする。

○機能標準化基準において規定する機能の要件には、(1)実装必須機能、(2)標準オプション機能、(3)実装不可機能のいずれかの分類を、機能ごとに明記する。

- (1) 実装必須機能は、標準準拠システムに実装しなければならない。
- (2) 標準オプション機能は、標準準拠システムに実装してもしなくてもよい機能である。地方公共団体の政策判断や人口規模等による業務実施状況の違いがあり、その違いを吸収するため、やむを得ない場合に設定される。事業者が標準オプション機能を実装するかどうかを判断して標準準拠システムを構築し、複数の事業者が構築した標準準拠システムの中から、地方公共団体は、自らの団体に適したものを選び、当該標準準拠システムを提供する事業者と契約して利用する。
- (3) 実装不可機能は、標準準拠システムに実装してはならない。また、標準準拠システムと疎結合で構築することもできない。

なお、(1)～(3)のいずれにも位置づけられていない機能については、原則(3)として扱うものとする。ただし、自治体や事業者の創意工夫により新たな機能をシステムに試行的に実装させて機能改善の提案を行う場合であって、他の地方公共団体においても当該機能の必要性が高いと考えられるものについては、デジタル庁において当該機能の取扱いを標準仕様書の作成・更新過程において検討され、必要に応じて標準仕様書に規定される。その間、実験的に実装を希望する地方公共団体は、費用対効果の検討結果を他の地方公共団体と共有することを前提とする等、標準仕様書の検討に資するよう取り組むこととし、実装は標準準拠システムと疎結合で構築される。

○標準仕様書において、明示的に標準化の対象外としている施策に係る機能である場合は、標準準拠システムと疎結合で構築する。

5.1.1.2 分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準

標準準拠システムについて、一の業務をさらに細分化した単位での分割調達が可能とする場合には、細分化した単位（以下「サブユニット」という。）を1システムと捉え、サブユニットについては、機能標準化基準の構成に加え、サブユニット間の連携に係る機能についても漏れなく機能標準化基準に規定される。

5.1.1.3 機能標準化基準の構成

機能標準化基準は、機能要件の標準、画面要件の標準及び帳票要件の標準で構成される。

5.1.1.3.1 機能要件の標準

- 機能要件とは、システムに対し、どのようなデータを入力し、どのような処理を行い、結果、どのような出力がされるか等の要件を規定するものである。
- 機能要件の標準は、多くの地方公共団体職員等が容易に理解することができるよう、より具体的に、誤解のないよう表記される。
- 制度所管府省は、データ要件・連携要件に関する標準化基準の作成作業をより効率的に行うため、機能要件の標準の検討段階において、標準準拠システムが管理すべきデータ項目との整合や帳票要件の標準との整合を図りながら、入出力するデータ項目を具体化及び明確化して、機能要件の標準に記載する。

5.1.1.3.2 画面要件の標準

- 画面要件とは、システムが出力する画面に関する要件を規定するものである。画面は、通常は事業者の競争領域であることから、画面がカスタマイズの主要因となっている場合に限り、デジタル庁が画面要件の標準を作成する。

5.1.1.3.3 帳票要件の標準

- 帳票要件とは、システムから出力する帳票・様式に関する要件をデジタル庁が規定するものである。
- 帳票には、(1)住民向けの帳票・様式（通知・証明書等）と、(2)職員向けの帳票・様式（確認のための一覧表等）がある。
 - (1) 住民向けの帳票・様式については、既に外部システムにおける仕様等で規定され、カスタマイズの主要因となっていない帳票・様式等を除いて、デジタル庁が標準を定める。
 - (2) 職員向けの帳票・様式については、紙への出力を前提とするのではなく、BIツール（意思決定を改善又は最適化するための情報へのアクセス、分析等を可能にするアプリケーションをいう。）等を利用して画面で確認する等のデジタル化を原則とし、真に必要なものに限定して、デジタル庁が標準を定める。
- 帳票要件の標準は、(1)帳票ID、(2)帳票のレイアウト、(3)帳票の諸元表で主に構成する。
 - (1) 帳票IDは、帳票の管理や電子的な交付等を行う際に利用する。統一的なIDの振り方については、デジタル庁が別途定める。

5.1.2 機能標準化基準への適合性の確認（標準化法第9条第1項）

- 機能標準化基準の適合性の確認については、標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有している。
- 標準準拠システムは、実装必須機能及び標準オプション機能を実装し、それら以外の機能を実装してはならないことから、地方公共団体は、標準準拠システムを利用する前に、それらの機能が実装されていること及びそれらの機能以外が実装されていないことを確認する必要がある。
- 地方公共団体が機能標準化基準に適合しているかどうかの確認を効率的に行うことができるよう、事業者は地方公共団体に納品するマニュアル等において、機能標準化基準に規定される機能IDごとにどの操作・画面において当該機能が実装されているのかを明示するものとする。
- 制度所管府省において、地方公共団体から機能標準化基準の適合性の確認において疑義が生じ、照会があった場合には、速やかに詳細を把握する等し、5.1.4で定める検討会の場で議論をする等しながら、解釈を示す等の対応が行われる。

よって、戸田市における機能標準化基準への適合性の確認は以下の方法によるものとする。

（1）機能標準化確認シートの提出

新たに標準化対象20業務の調達を行う場合、機能標準化基準に規定される機能IDごとにどの操作・画面において当該機能が実装されているのかを明示する「機能標準化確認シート」の提出を仕様書に明記する。あわせて、「機能標準化確認シート」により標準化に適合しないと判断された場合は、契約を行わない旨を明記する。

（2）適合性の確認

提出された「機能標準化確認シート」により標準化に適合するかの判定を行う。実装必須機能が実装されていること及び実装不可の機能以外が実装されていないことを確認し、A：完全適合、B：準適合、C：一部適合、D：不適合の、適合レベルの判定を行う。

適合性のレベル

A 完全適合

標準仕様に完全に準拠していると判定できるシステム。(100%適合)

B 準適合

標準仕様に概ね準拠していると判定できるシステム。(80%適合)

C 一部適合

標準仕様に一部準拠しているものの、必須機能がない又は実装不可の機能があるなど、適合するとまでは判定できないシステム。(50%程度適合)

D 不適合

必須機能がない又は実装不可の機能があるなど、適合するとは判定できないシステム。

(3) 導入可否の決定

判定した適合レベルにより、AもしくはBであれば導入を可とする。ただし、標準仕様書の遅れ等の理由によりシステム適合期間が間に合わないことが想定されるため、当面は経過措置として、Cであっても、その後標準準拠システムに適合させることを条件に例外的に導入を可とする。なお、Dのシステムは導入を不可とする。

5.2 共通標準化基準

5.2.1 共通標準化基準の適合性の確認

- 共通標準化基準の適合性の確認については、**標準準拠システムを利用する地方公共団体が一義的に責任を有する。**
- 共通標準化基準のそれぞれの構成要素における適合性の確認については、次のとおりとする。
 - (1) データ要件・連携要件に関する標準化基準の適合は、データ連携やデータの利活用の観点から実装面においても十分に確保されている必要があることから、標準準拠システムは、デジタル庁が提供するツールを使って実施されるデータ要件・連携要件に関する標準化基準に係る適合確認試験に合格したシステムでなければならないこととするとともに、当該ツールを用いることにより、適合性の確認の負担を軽減する。
 - (2) 非機能要件の標準については、常時、適合性確認を行うことが困難な項目も含まれることから、地方公共団体がSLAその他受注者との取り決めの項目として明示することで適合性を担保することされている。
 - (3) 共通機能の標準の適合性確認については、機能標準化基準の方法に準ずる。